

平成27年 3月23日

門真市議会議長

田伏 幹夫 様

総務建設常任委員会

委員長 岡本 宗城

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第1号 公共下水道島頭第2管渠^{きよ}築造工事請負契約の一部変更について
- 2 議案第2号 公共下水道島頭四宮管渠^{きよ}築造工事請負契約の一部変更について
- 3 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 4 議案第7号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について
- 5 議案第8号 門真市行政手続条例の一部改正について
- 6 議案第9号 門真市手数料条例の一部改正について
- 7 議案第14号 門真市建築基準法施行条例の一部改正について
- 8 議案第15号 門真市東部大阪都市計画大阪中央環状線沿道地区及び東部大阪都市計画第二京阪道路沿道地区の地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部改正について
- 9 議案第17号 平成26年度門真市一般会計補正予算（第6号）中、所管事項

- 10 議案第19号 平成26年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 11 議案第20号 平成27年度門真市一般会計予算中、所管事項
- 12 議案第22号 平成27年度門真市公共下水道事業特別会計予算
- 13 議案第23号 平成27年度門真市都市開発資金特別会計予算
- 14 議案第24号 平成27年度門真市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 15 議案第26号 平成27年度門真市水道事業会計予算
- 16 議案第27号 平成26年度門真市一般会計補正予算(第7号)中、所管事項
- 17 議案第28号 平成27年度門真市一般会計補正予算(第1号)中、所管事項

審査日：平成 27 年 3 月 12 日（木）

○議案第 7 号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について

（議案の内容）

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うとともに、附属機関の委員の報酬額を定める等、所要の改正を行う。

（主な質疑と答弁）

問	本条例で定める（仮称）門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の構成は。
答	市町村総合戦略の策定に当たっては、まち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進するため、広く関係者の意見が反映されるよう進めることと国で示しており、住民代表や、産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体のいわゆる産官学金労など国の示す者のうち、本市の実情に応じた構成で同審議会を設置しようとするもので、具体的構成は、現在、効果的なメンバー構成を検討中である。
問	市町村総合戦略の概要は。
答	同総合戦略の基本的な枠組みは、まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づき策定されるもので、同条文では、同総合戦略の内容として、国や府の策定する総合戦略を勘案して、目標や施策に関する基本的方向、具体的な施策等を盛り込むこととなっている。一方、本市は、従前から市民や議員とともに策定した第 5 次総合計画に基づき、自律発展都市の実現に向け、重点施策やキーワード施策を進め、住みたい・住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを目指していることから、基本的には、第 5 次総合計画の方向性に沿った内容を想定している。

（その他の質疑項目）・市町村総合戦略策定と議会との関係について など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 9 号 門真市手数料条例の一部改正について

（議案の内容）

建築基準法の一部を改正する法律の施行により、構造計算適合性判定の対象となる建築物の範囲が見直されることに伴い、長期優良住宅建築等計画及び低炭素建築物新築等計画の認定審査に係る比較的容易な構造計算の構造計算適合性審査手数料を新設するとともに、所要の改正等を行う。

（主な質疑と答弁）

問	建築基準法で定める比較的容易な構造計算と、構造計算に関する高度の専門知識及び技術を有する者とはどういう意味か。
答	比較的容易な構造計算とは、高さ 31m 以下の建築物に適用できる許容応力度等計算により、安全性を確かめるものであり、構造計算に関する高度の専門知識及び技術を有する者とは、構造設計一級建築士、構造計算適合判定資格者及び国土交通大臣が定める構造計算の審査に関する講習を受け、審査に合格した建築主事である。

問 構造計算適合性判定の合理化により、安全性の確認の後退とはならないか。

答 審査の基準に変更はなく、構造計算適合性判定は、構造計算に関する高度の専門知識及び技術を有する者が行うことから、安全性の確認が後退するものではない。

(その他の質疑項目)・マンション円滑化法の概要について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 14 号 門真市建築基準法施行条例の一部改正について

(議案の内容)

建築基準法の一部を改正する法律の施行により、構造計算適合性判定の対象となる建築物の範囲が見直されることに伴い、比較的容易な構造計算の構造計算適合性審査手数料を新設するとともに、所要の改正を行う。

(主な質疑と答弁)

問 今回の建築基準法改正による構造計算適合性判定の手続の変更点は。

答 同法改正前は、確認申請を受け付けた建築主事等が構造計算適合性判定機関に判定を依頼していたが、同法改正後は、建築主が直接、確認申請を建築主事等に、構造計算適合性判定を同機関にそれぞれ申請することで、審査期間の短縮が図られるとともに、比較的容易な構造計算は、構造計算に関する高度の専門知識及び技術を有する建築主事も適合性判定が可能となる。

なお、26年12月に国土交通大臣が定める構造計算の審査に関する講習が行われ、その審査に合格した建築主事が本市では2名在籍している。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 20 号 平成 27 年度門真市一般会計予算中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ 584 億 1000 万円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳入：個人市民税 50 億 7223 万 4000 円】

問 復興財源として、個人市民税で措置している内容は。

答 東日本大震災復興基本法第 2 条で定める基本理念に基づき、地方税において、復興のための臨時的な税制上の措置を講じ、地方公共団体が東日本大震災を教訓として、全国的に、かつ緊急に実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するために、26年度から35年度までの10年間、個人市民税の均等割に500円を加算している。

問 本市における復興財源の額は。

答 27年度は、個人市民税の納税義務者が約 5 万 1800 人となることから、2590 万円となる見込みである。

問 本市では、復興財源をどのような事業に充てているのか。

答 増税分は、各公共施設等の耐震補強工事に係る市債の償還金や、防災拠点及び防災設備の

整備などの防災・減災事業の財源に充てている。26年度からは、個人市民税における増税分の説明をホームページ等で周知しているが、その使途についても、よりわかりやすく市民に周知していく。

【歳出：(仮称) 公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料 961万8000円】

問 (仮称) 公共施設等総合管理計画の策定に向けた今後のスケジュールは。

答 27年度は、建築物に限らず、インフラ等も含めた全ての公共施設等の老朽化や利用状況の把握に加え、総人口や年代別人口の今後の見通しを把握するとともに、公共施設等の維持管理や更新等に係る中長期的な経費見込みについて検討を行い、本市を取り巻く現状や将来像を見通しながら、公共施設等の課題を客観的に把握・分析する。

28年度は、施設の類型ごとの管理に関する基本的な方針を定め、公共施設等の数や延べ床面積等に関するトータルコストの縮減や平準化などを目指し、同計画策定に当たっては、パブリックコメントを実施し、市民の意見も反映した上で、今後の実施方針等を踏まえた計画期間を10年以上とする総合的な計画を策定する。

問 各インフラ施設の長寿命化計画等との関係はどうなるのか。

答 (仮称) 公共施設等総合管理計画の対象とすべき公共施設等には、市が所有するインフラ施設も含むこととしており、インフラ施設等も長寿命化を含めた維持管理コストの縮減・平準化の基本的な方針を定めることとなる。

本市では、橋梁や公共下水道施設など、既に将来を見据えて長寿命化の方針を定め、個別の計画を策定済みのものもあることから、それらは施設類型ごとの個別計画と位置づけるとともに、市全体の公共施設等のあり方を踏まえた整理を行っていく。

問 同計画の策定体制は。

答 本市では現在、市内の公共施設等の情報を一括して管理している部署はなく、それぞれ所管する部署で公共施設等の管理が行われていることから、市全体の状況を総括的に把握する総合政策部に公共施設等総合管理計画策定担当を設置する。同計画策定に向けて全庁的に取り組むとともに、個々の分野で必要がある場合には、有識者や市民等の意見を反映していく。

問 PPPやPFIなどの民間委託等導入の考えは。

答 総務省より通知されている公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針において、公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、PPPやPFIを活用することが有効な場合もあることから、それらの活用を検討されたいとの記載がある。このことから、PPP等が本市にとって有効であるかの検討も行う。

問 市町村を超えた広域的な同計画策定の検討は。

答 総務省より通知されている同指針において、市区町村域を超えた広域的な視野を持って計画を検討することが望ましいとの記載があることから、公共施設等の広域的な活用が本市にとって有効であるかも含めて、今後検討していく。

【歳出：門真第6水路敷自転車歩行者専用道整備工事 6672万7000円】

問 地域の代表と開催している水路整備調整会議の経過と27年度工事の概要は。

答 24年度に地域自治会からの要望書に基づき、児童及び地域住民の安全性を確保するため、通学路として活用する方向性を決定し、土質調査や実施設計を終えている。その一部区間で

ある岸和田3丁目27番地先の延長約80mの水路敷について、幅員約4.5mの自転車歩行者専用道路として27年度に整備する。

問 今後の第6水路の有効活用は。

答 27年度の整備区間からさらに南側となる府道八尾枚方線の江端交差点付近までを、遊歩道的な道路及び災害時の避難にも活用できる道路として整備する旨の要望書が、地域自治会から25年度に再度提出されている。今後の水路整備調整会議の中で、整備方針について議論していきたい。

【歳出：幸福町・垣内町地区整備事業 14億5569万8000円】

問 本市のまちづくりの基本的な考えは。

答 当地区は密集市街地の改善とあわせて、旧第一中学校跡地の市有地を最大限有効活用するため、交流広場を中心として図書館等生涯学習複合施設整備や商業施設を誘致するなど、地域とともにコミュニティを育む文化・芸術・学習の交流拠点の形成を図っていききたい。

問 事業区域の範囲、関係者への説明状況は。

答 旧第一中学校跡地及びその周辺の商店街の一部を含む区域を設定し、区域内の地権者に対しては、個別に意向確認や事業説明を行い、事業への理解・協力を得ながら進めている。

問 今後のスケジュールは。

答 28年度中頃に土地区画整理組合が設立され、仮換地指定後に道路や交流広場等の公共施設を整備し、あわせて図書館等生涯学習複合施設の建設を実施する。31年度末のまちびらきを目指している。

問 交流広場・駅前広場の基本計画、基本設計の基本的な考えは。

答 さまざまな魅力あるイベントの開催が可能な空間として、周辺施設と一体となった交流・アメニティ機能を持った広場空間を創出するために、基本計画において、広場の構成、動線計画、ゾーニング及び工程計画等を作成し、それらを図面化する基本設計を実施する。

問 商業施設誘致の方針は。

答 交流広場と一体となった低層部に商業・サービス機能、高層部に居住機能等を複合的に配置するなど、民間活力の導入による高品質な都市機能の誘導を目指している。

(その他の質疑項目)・マイナンバー制度の概要とスケジュールについて

- ・建築確認総合支援システムの概要について
- ・危険家屋等対策事業の概要について
- ・新橋市営住宅2期耐震改修工事の概要について
- ・大阪府地域地方税徴収機構の概要について
- ・地域防災計画改定の進捗について
- ・中町地区の住宅市街地総合整備事業の現状について
- ・立地適正化計画策定の基本的な考えについて など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第22号 平成27年度門真市公共下水道事業特別会計予算

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 85 億 9305 万円と定める。

また、債務負担行為、地方債及び一時借入金についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：公共下水道工事 28 億 1800 万円】

問	26 年度の公共下水道の普及率と取り組みは。
答	26 年度末の処理人口普及率は、85.7%となる予定である。27 年度からの加速的な普及率向上に向け、任期付き職員 3 名を採用し、設計業務を倍増するなど準備に取り組んでいる。
問	27 年度の公共下水道事業の概要と普及率の見込みは。
答	事業概要は、事業費を倍増し、管径 1650 mm から 250 mm、延長約 6600m の管渠整備を行い、27 年度末の処理人口普及率は 87% を超える予定である。
問	普及率 100% への計画は。
答	財源の一つである社会資本整備総合交付金の内示額など不確定な部分もあるが、5 年間で整備をおおむね完了するよう計画している。

【歳出：公共下水道事業法適化支援業務委託料 872 万 2000 円】

問	公共下水道事業法適化支援業務の進捗状況は。
答	公共下水道事業は、長期的に安定した健全な経営を持続していくことが求められていることから、29 年度からの地方公営企業法の適用に向け取り組んでいる。 26 年度では、基本方針の検討及び公共下水道施設の資産調査等を行っており、27 年度においては引き続き施設の資産調査を行うとともに、法適化に伴う事務手続及び会計システムの検討などを進めていく。

(その他の質疑項目)・公共下水道長寿命化事業と公共施設等総合管理計画との関係について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 26 号 平成 27 年度門真市水道事業会計予算

(議案の内容)

収益的収入は 31 億 8930 万 4000 円、収益的支出は 28 億 9410 万 6000 円と定める。

資本的収入は 3 億 1774 万 4000 円、資本的支出は 15 億 6659 万 8000 円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 12 億 4885 万 4000 円は建設改良積立金等で補填する。

(主な質疑と答弁)

問	大阪広域水道企業団と四條畷市、太子町及び千早赤阪村の 3 団体の水道事業統合協議における現在の取り組み状況と今後のスケジュールは。
答	現在、統合素案策定に向けて 3 団体がそれぞれ抱える課題の解決に向け、単独経営していく場合及び同企業団と統合する場合の 2 種類のケースについて、水需要予測を踏まえ、将来の経営状況や事業運営体制を比較・検討し、統合効果の整理等の検討協議が進められている。 今後のスケジュールについては、27 年度は 5 月から 6 月に統合素案及び統合に関する協定書案を 3 団体での議会において審議される。7 月には最終の統合案として構成市町村の首長

会議の場で審議され、同企業団議会への報告後、同企業団と3団体で協定書の締結が行われる予定である。その後、9月に3団体の議会において規約改正案等の審議、12月に本市を含む他の構成市町村の議会において審議され、全構成市町村議会で議決後、28年度に同企業団議会において必要な条例案及び予算案が審議され、29年4月に統合の上、事業を開始される予定である。

問 3団体が水道事業統合することによる本市への影響は。

答 費用負担区分を明確にする観点から、現段階では同企業団で用水供給事業会計と末端給水事業会計を分離する方向で検討しており、末端給水事業の3団体が統合することによる本市への影響はないものと考えている。

問 同企業団との水道事業統合に当たっての本市の考え方は。

答 3団体の統合内容や今後の状況、他の構成団体の動向にも注視しつつ、統合することによるメリット、デメリットを十分に見きわめた対応が必要であると考えている。

(その他の質疑項目) 湯屋用として区分される基準とその料金について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第27号 平成26年度門真市一般会計補正予算(第7号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2573万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ539億8178万2000円とする。

また、繰越明許費及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業 1127万2000円】

問 まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業の概要は。

答 まち・ひと・しごと創生法に基づき、昨年末に国のまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定された。市町村においては、同法第10条に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定の努力義務が課されており、27年度に国や府の策定する総合戦略を勘案して、目標や施策に関する基本的方向、具体的な施策等を盛り込んだ総合戦略を策定するものである。

問 まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念にある「地域の実情に応じて」、「地域の特性を生かした」に対する本市の見解は。

答 総合戦略における基本的な考え方として、地方公共団体が自主性・主体性を発揮し、「地域の実情に沿った」地域性のあるものとするのが重要であるとされており、また、国の総合戦略が定める地方における安定した雇用の創出という政策分野においては、地域の産業構造や自然環境等を分析した上で、農業や観光業など、雇用機会の確保や創出につながる「地域の特性を生かした」産業政策に取り組むことが方向性の一例として、挙げられている。

これらについては、基本的に国が定める画一的な内容で総合戦略を策定するのではなく、各地域での地理的特徴や課題を踏まえた内容とすべきものと認識している。

本市は、大都市に近接し、コンパクトで交通の利便性が高いまちである一方で、人口密度が高く、財政構造の脆弱さを抱える等の独自の課題もある。また、産業構造では卓越した技

術等を有するものづくり企業が多くある等も本市の特性と考えており、本市にとって効果的に地域活性化につながる策を盛り込むよう検討していきたい。

(その他の質疑項目) ・がんばる地域交付金の概要と本市の充当先事業について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第15号「門真市東部大阪都市計画大阪中央環状線沿道地区及び東部大阪都市計画第二京阪道路沿道地区の地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部改正について」は、条例適用の状況などについて、議案第17号「平成26年度門真市一般会計補正予算（第6号）」中、所管事項は、まちづくり整備基金繰入金追加分の要因について、それぞれ質疑、答弁があり、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

また、議案第1号、第2号、第4号、第8号、第19号、第23号、第24号及び第28号中所管事項については、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成27年3月23日

門真市議会議長

田伏 幹夫 様

民生常任委員会

委員長 佐藤 親太

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。
なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------|
| 1 | 議案第3号 | くすのき広域連合規約の一部変更に関する協議について |
| 2 | 議案第13号 | 門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部改正について |
| 3 | 議案第17号 | 平成26年度門真市一般会計補正予算（第6号）中、所管事項 |
| 4 | 議案第18号 | 平成26年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号） |
| 5 | 議案第20号 | 平成27年度門真市一般会計予算中、所管事項 |
| 6 | 議案第21号 | 平成27年度門真市国民健康保険事業特別会計予算 |
| 7 | 議案第25号 | 平成27年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 8 | 議案第27号 | 平成26年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項 |
| 9 | 議案第28号 | 平成27年度門真市一般会計補正予算（第1号）中、所管事項 |

審査日：平成 27 年 3 月 16 日（月）

○議案第 3 号 くすのき広域連合規約の一部変更に関する協議について

（議案の内容）

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得の少ない第 1 号被保険者の保険料軽減の経費を関係市が負担することとなり、地方自治法の規定により、くすのき広域連合規約の一部を変更することについて関係市と協議を行うものである。

（主な質疑と答弁）

問 保険料軽減措置の対象者と内容は。

答 生活保護受給者または老齢福祉年金受給者のうち、市民税非課税世帯の者と、世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得額と課税年金収入額の合計額が 80 万円以下の者であり、対象者数は 26 年 4 月 1 日を基準として、同年 12 月 17 日時点の異動等を反映した人数で 9731 人と、第 1 号被保険者のうち、3 割弱の者が対象となる。

軽減措置の内容は、保険料基準額に乗ずる割合を、現行の 5 割と 5.5 割を 4.5 割に軽減するもので、1 人当たりの軽減額は、現行の保険料基準月額 4998 円で試算すると、所得により 250 円または 500 円の減額となる。

（その他の質疑項目）・27 年度からの第 6 期介護保険事業計画における保険料について など
（討論） なし
（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 13 号 門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部改正について

（議案の内容）

27 年 10 月から、市の指定する集積場所から資源物を持ち去る行為を禁止するとともに、当該行為に係る禁止命令に違反した者等に対して罰金を科すため、所要の改正を行う。

（主な質疑と答弁）

問 改正の理由は。

答 資源物を持ち去る行為は、市民と協働で築き上げてきた分別から収集、売却に至るリサイクルシステムを脅かすとともに、資源物の売却益は市の貴重な財源になっていることや、市民の安全・安心の観点からも当該行為を放置できない状況にあることから、改正する。

問 案策定の経過は。

答 先進市の事例を多数検証したところ、罰則を規定し抑止効果を上げている事例が多く確認できるとともに、近隣市で 20 万円以下の罰金を規定していることから、持ち去り行為者の流入を防ぐ効果等も期待し、本市でも同様の罰則を設けることが妥当であると考え、大阪地方検察庁や大阪府警本部と罰則に関する協議を重ね、また、市民に広く意見を求めるパブリックコメントも実施し策定したものである。

問 持ち去り行為を禁止する集積場所とはどこか。また、集積場所以外のからの資源物持ち去り行為は禁止しないのか。

答 集積場所は、現在、実際にごみが排出され収集を行っている場所で、ごみステーションの数が約 2000 カ所、個人宅前等を含め約 4000 カ所あり、これら全てを集積場所として指定する考えである。

指定した集積場所以外である地域の集団回収の集積場所、商店や自販機に併設されたごみ箱等は、本条例に規定する集積場所に当たらないことから、本条例により持ち去り行為を禁止しない。

問 巡回パトロールの実施内容は。

答 毎週 1 回程度、資源物が排出される日に、資源物の持ち去り行為が早朝に発生している傾向から、午前 6 時頃からの実施を予定している。

問 罰則に命令前置方式（持ち去り行為の禁止命令を出し、その禁止命令に従わなかった際に罰則を科す）を採用した理由は。

答 先進市の事例等によると、資源物を持ち去る行為を条例に罰則を設けて規制する方法としては、資源物の持ち去り行為そのものに対して罰を科す直罰方式と、命令前置方式のおおむね 2 種類があり、本市で命令前置方式を採用した理由としては、先進市の事例を研究する中で、禁止命令等の事前手順を必要とせず一度の違反行為で罰則を科すことができる直罰方式ではなく、一定の常習性のある継続的な持ち去り行為者を罰するべきとの考えから、罰則の適法性や有効性が判決で示されている命令前置方式を採用するものである。

問 罰則を科すまでのプロセスは。

答 まず、持ち去り行為を行う者に対し、口頭とチラシで注意等を行い、それでも当該行為を継続した場合には持ち去り行為の禁止命令を発し、その命令に違反した場合に違反者を告発する。

問 違反者だけでなく、違反させた者も罰する両罰規定を設けた理由は。

答 持ち去り行為が多数発生している地区で実地調査を行った結果、自動車を利用した組織的と思われる古紙の持ち去り事案が見受けられた。その際には、急発進や逆走行を行うなど交通法規を無視する乱暴な運転等も確認しており、これらの行為を規制することは地域の安全・安心を守る意味でも重要と考えている。また、他市の事例において、古紙の持ち去り事案で、古紙リサイクル業者が関与しているケースもあると聞いていることから、違反者だけでなく、違反させた者にも罰則を科することが、組織的な違反行為を規制できると考え、同規定を設けるものである。

問 罰則を設けず、注意喚起のみでいいのではないのか。

答 条例で資源物の持ち去り禁止を規定することや注意喚起だけでは実効性が十分でなく、抑止効果も薄いと判断したため、罰則を設けるものである。

※議案第 13 号 門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部改正に対する修正案
(議案の内容)

門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例を一部改正するに当たり、罰則が不要であることから、本修正案を提出するものである。

(主な質疑と答弁)

問 周辺自治体と歩調を合わせないと、罰則規定のない自治体に資源物の持ち去り行為が集中する。また、両罰規定がなければ、収集させている業者自体を罰することができないが、そういう厳しい現状に対する認識は。

答 業者等が収集すること自体は禁止すべきだが、府内で同条例を制定している9市中、4市は罰則規定を設けず実施しており、問題ないと聞いている。このことから、本市の役割としては、資源物の持ち去り禁止を条例で規定することと啓発する行為だけでよく、罰則を設けることは今後検証すべきと考える。(修正案提出議員)

(その他の質疑項目)・啓発プレートの設置場所等と回収ボックス設置の考えの有無について
・大阪地方検察庁との協議内容について など

(討論) 原案に対する賛成討論あり
修正案に対する賛成討論あり
(結果) 修正案…賛成少数で否決
原案…賛成多数で可決

○議案第20号 平成27年度門真市一般会計予算中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ584億1000万円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：ボランティアポイント制度事業交付金 6万8000円】

問 ボランティアポイント制度の概要は。

答 ボランティア活動の参加者に対し、付加価値として2時間につき1ポイント、1日最大2ポイントを付与することとし、年間30ポイント以上付与されたボランティア活動の参加者には、500円分の地域通貨「運」と交換を行う。4月から同制度を周知し、10月からポイントを付与する予定で、実施主体は地域通貨発行団体とする。

27年度は、ポイントを付与する期間が10月からの半年間しかないことから、28年度末の1年半の期間で地域通貨と交換する予定である。

問 ボランティアをしたい人とボランティアの支援を受けたい人との間をコーディネートする役割を社会福祉法人に依頼することだが、その考え方は。

答 社会福祉法人に依頼することにより、病院への付き添いや買い物支援、保育所等への送迎など、ボランティアの支援を受けたい人のニーズを、同法人を通じて、本市がさらに実情を広く、詳細に把握できると考えている。

また、将来的には、地域会議がコーディネーター的役割となり、活動してもらう方策も考えられるが、現段階では社会福祉法人に協力を依頼し、事業を展開していきたい。

【歳出：(仮称)門真市女性サポートセンター設置事業 2259万3000円】

問 27年10月に設置される(仮称)門真市女性サポートセンターの概要は。

答 本市における女性の活躍を支援するための拠点として、仕事と家庭、地域活動などが両立でき、あらゆる分野に女性が積極的に参画できるよう整備する。

同センターでは、女性相談、就労相談のほか、履歴書の書き方や面接の心構えなどのミニ講座の開催、家事や子育て等との両立支援に関するワーク・ライフ・バランスを初めとした各種セミナー・講演会等の企画立案、職業生活だけではなく、その人の生き方そのものを一緒に考えるキャリアカウンセリング、女性の働き方や自己実現に対応できる保育サービス等

の子育て支援情報の提供、女性の持てる力を存分に発揮してもらうためのエンパワーメントを支える学習や、啓発用としての図書やパソコンを配置した場の提供などを行っていく。

問 同センターの設置場所、施設規模、レイアウト及び職員配置の想定は。

答 設置場所については、交通の利便性が高く、市民が訪れやすいという観点から、京阪古川橋駅周辺を想定している。

施設規模とレイアウトについては、フロア面積が100㎡程度は必要であると想定し、受付及び執務等の事務スペース、各種相談に対応するための相談室、インターネットの閲覧や図書など情報収集のための情報コーナー、少人数でのミーティング等に対応できる会議机を設置するスペースのほか、子ども同伴でも利用しやすいように、子どもが遊べるキッズスペース等の設置を考えている。

職員配置については、課長補佐級のセンター長を1名、担当者を1名配置するとともに、女性相談・就労相談・キャリアカウンセリング等は、専門の相談員を業務委託により配置する。

【歳出：乳幼児健康診査事業 2322万7000円】

問 本市における乳幼児健診の受診率は。

答 25年度の同受診率は、4カ月児健診が90.5%、1歳6カ月児健診が93.4%、3歳6カ月児健診が80.6%である。

問 未受診児にはどのようなケースがあるか。

答 他市の幼稚園に所属しているケースのほか、DV等で住民登録したまま居住実態のないケースや出国しているケース等もある。また、中には育児放棄が疑われるケース等もあることから、必要に応じて関係機関と連携の上、適切な養育支援を行うよう努めている。

問 未受診児への対応は。

答 4カ月児健診の未受診児には、健診対象日の翌月に2回以上家庭訪問し、発達確認や育児相談に対応するとともに、乳児後期健診受診券やブックスタートの絵本を渡している。

1歳6カ月児健診と3歳6カ月児健診の未受診児には、健診対象日の翌々月までに来所がなかった場合には、関係各課で現認されていない未受診児を2回以上家庭訪問し、状況把握に努めている。

問 27年度から統一した対応が図られるよう大阪府のガイドラインが示されているが、それを踏まえての本市の新たな取り組みは。

答 大阪府のガイドラインにおいては、平日の日中のみならず、平日の遅い時間や休日等にも訪問することが求められていることから、本市においても、27年度からは地域の実情を熟知する訪問支援員と連携し、ガイドラインに対応した体制をより一層整備することで、未受診児への対応を強化していきたい。

【歳出：診療報酬明細書点検等充実事業 299万円】

問 これまで講じてきた生活保護の医療扶助費適正化に向けての後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進施策は。

答 近年の高齢世帯の増加に伴い、医療扶助費の伸びが懸念されることから、門真市医師会等と調整を図り、24年3月から「ジェネリック医薬品の活用について」というリーフレット

を医療券の発券窓口にて交付し、25年4月には保護受給全世帯にジェネリック医薬品希望カードの配付を行い、ジェネリック医薬品の使用促進に努めてきた。

国においては、医療保険に比べ、医療扶助では同医薬品の使用割合が低いといった状況を踏まえ、26年1月に「医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができる」と認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。」という生活保護法の一部改正が行われたことに伴い、26年3月には関係機関に対して法改正の趣旨の説明及び周知文を配付し、保護受給全世帯についても、同医薬品使用促進の周知リーフレットを送付した。

問 同医薬品の使用率は。

答 26年12月調剤請求分での同医薬品数量ベースの使用率は64.2%となり、新聞報道による26年中の全国での使用率61%を上回る状況となっている。

また、その報道の中で、今後この使用率を75%以上に引き上げる旨の国の考え方が示されたこともあり、引き続き診療報酬明細書点検における同医薬品の使用に関する項目の追加や、さらなる使用促進を図り、医療扶助費の一層の適正化に向け、取り組んでいく。

【歳出：一般健診等委託料 1270万4000円】

問 27年4月から一般健診を個別健診化するが、集団健診も残すべきでは。

答 これまでの一般健診は、特定健診と同時に年14日間の日程で集団健診として実施していた。個別健診化することにより、受診者の都合に合わせ、4月から翌年2月末までの間でかかりつけ医などで受診し、直接医師から健診結果の説明を受けることができ、早期発見、早期治療にもつながるものと期待している。さらに取扱医療機関によっては、がん検診の同時受診も可能となる。

これらのことから、個別健診化に伴い受診者の利便性は格段に向上し、集団健診の事業継続は必要性が低いと考えている。

(その他の質疑項目)・生活困窮者自立支援事業本施行に伴うモデル事業の生かし方について

- ・生活保護の状況と自立支援の取り組みについて
- ・ガラスケが声を出すことを検討する考えについて
- ・消費生活相談員を1名増員する理由について
- ・一般ごみ等収集業務委託の現状と今後について
- ・バスカード購入補助の廃止理由について
- ・マイナンバー制度の通知カード・個人番号カードの概要について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第25号 平成27年度門真市後期高齢者医療事業特別会計予算

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億9750万6000円と定める。

また、債務負担行為及び一時借入金についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：後期高齢者医療事業 850万3000円】

問	転入時の被保険者証発行までの流れは。
答	<p>転入者が健康保険課での保険加入手続をした後、市は大阪府後期高齢者医療広域連合に住民基本台帳等の情報を送付する。同広域連合での電算処理後、市に被保険者証情報が送付され、その情報に基づき市は被保険者証を作成し、転入者に送付する。</p> <p>通常、健康保険課での加入手続後、1週間程度で転入者の手元に被保険者証が届く。</p>
問	被保険者証が届くまでの期間の保険給付は。
答	<p>健康保険課での保険加入手続で保険の有資格者となり、保険の給付を受けることが可能である。</p> <p>ただし、国民健康保険と異なり、資格証明書を交付していないため、被保険者証が手元に届くまでの間、医療機関等の窓口で「加入手続は終わったが、被保険者証の交付はまだである」旨の相談をするよう説明している。また、医療機関等からの資格照会等があった場合には、被保険者の不利益にならないよう、協力をお願いしている。</p>

(その他の質疑項目)・保険料滞納者に対する差し押さえの件数について

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第 27 号 平成 26 年度門真市一般会計補正予算(第 7 号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 2573 万 7000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 539 億 8178 万 2000 円とする。

また、繰越明許費及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：プレミアム付商品券発行等業務委託料 1 億 2700 万円】

問	委託先は。
答	地域の商業の活性化にも効果的であることから、本市と守口市の広域での発行がさらに消費者の利便性の向上に資するものと考え、本市と守口市で守口門真商工会議所に委託予定である。
問	販売場所と販売対象は。
答	<p>同商工会議所の窓口及び各商店街等で販売を予定している。</p> <p>地域の消費喚起が目的となっている事業であることから、使用は本市及び守口市でのみ可能とする予定であるが、販売は市民のみを対象としていないため、市民への先行販売の実施を検討していきたい。</p>
問	発行時期と使用期間は。
答	<p>商品券は、印刷、PR、利用できる店の登録手続などを考慮し、8月発行を予定している。</p> <p>使用期間は、8月から10月の3カ月を予定しているが、消費喚起を早く起こすため、可能な限り早い発行ができるよう、守口市及び同商工会議所と調整していく。</p>
問	使用可能な店は。
答	登録された店で使用できる。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にかかる店などについては、商品券の使用制限を検討している。

(その他の質疑項目)・カドマイスター展示会の概要について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第 21 号「平成 27 年度門真市国民健康保険事業特別会計予算」は、保険財政共同安定化事業の拠出超過時の調整交付金などについて、質疑、答弁があり、採決に当たっては、反対の討論があったが、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。また、議案第 17 号中所管事項、第 18 号及び第 28 号中所管事項については、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成27年 3月23日

門真市議会議長

田伏 幹夫 様

文教常任委員会

委員長 内海 武寿

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第5号 門真市立公民館条例の全部改正について
- 2 議案第6号 門真市立文化会館条例の全部改正について
- 3 議案第10号 門真市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 4 議案第11号 門真市保健福祉センター条例及び門真市立こども発達支援センター条例の一部改正について
- 5 議案第12号 門真市立保育所条例の一部改正について
- 6 議案第16号 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について
- 7 議案第17号 平成26年度門真市一般会計補正予算（第6号）中、所管事項
- 8 議案第20号 平成27年度門真市一般会計予算中、所管事項
- 9 議案第27号 平成26年度門真市一般会計補正予算（第7号）中、所管事項
- 10 議案第28号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第1号）中、所管事項
- 11 議案第29号 平成26年度門真市一般会計補正予算（第8号）
- 12 議案第30号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第2号）

審査日：平成 27 年 3 月 19 日（木）

○議案第 5 号 門真市立公民館条例の全部改正について

（議案の内容）

地方自治法の規定により、28 年 4 月から、門真市立公民館の管理を指定管理者に行わせるため、同条例を全部改正する。

（主な質疑と答弁）

問 公民館や文化会館に指定管理者制度を導入する理由は。

答 同制度導入の理由は、両館の利用者数の減少傾向や、同制度導入後の門真市民プラザの利用者数増加によるものである。具体には、本市統計書によると、15 年度から 25 年度までの 11 年間で、各館の利用者が、公民館は約 36%、文化会館は約 33%減少したのに対し、同プラザは、同制度導入から 1 年後に約 60%増加している。この一因は、同制度のパートナーシッププラン活用などによる自主事業の増加と認識しており、市民や社会のニーズをタイムリーに捉えた多様な講座をフレキシブルに開催し、結果として多くの市民に利用されるためには、同制度導入が最も効果的と考える。

問 本条例第 14 条で定める利用料金の減免の内容は。

答 免除の対象は、主に障害者で構成される団体等である。減額については、5 割減額の対象は、主に中学生以下の者から成る団体や主に 65 歳以上の高齢者から成る団体などで、3 割減額の対象は、サークル登録団体や社会教育関係団体、地域で活動する団体などで、減免内容は、これまでと同様である。

（その他の質疑項目）・両館での団体の活動状況について

・社会教育法第 20 条の内容を明記しない理由について など

（討論） 反対・賛成討論あり

（結果） 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第 10 号 門真市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

（議案の内容）

こども医療費助成制度において、27 年 10 月から、入院医療費の助成対象者を現行の小学校 6 年生から中学校 3 年生まで、通院医療費の助成対象者を現行の小学校 3 年生から小学校 6 年生まで、それぞれ拡大する。

（主な質疑と答弁）

問 27 年度のこどもの通院医療費助成における府内各市町村の拡大状況は。

答 26 年度のこどもの通院医療費助成における府内各市町村の状況は、43 市町村中 14 市町村が中学校卒業までを対象としている。27 年度に中学校卒業まで拡大予定の市町村は、27 年 1 月時点で 7 市町である。

問 拡大時期を 27 年 10 月 1 日にする理由は。

答 府で実施予定の乳幼児医療費助成制度の見直しや新子育て支援交付金創設による本市へ

の影響額、本市での対象年齢拡大に伴う所要額、また、待機児童解消や新制度への移行を初め、市全体でさまざまな施策を展開する中で、財源的な見通しを考慮するとともに、実施に当たっては、制度拡充に向けた周知期間を設けることや、申請時のスムーズな受付業務を実現することなどを総合的に判断し、決定した。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 16 号 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

府の改定に合わせて、本市の任期付市費負担教員の給料表及び特殊勤務手当を改定するとともに、夜間勤務手当を新設する等の所要の改正を行う。

(主な質疑と答弁)

問 夜間勤務手当の新設の理由は。

答 任期付市費負担教員も宿泊行事等の引率を可能とし、宿泊行事等をより安全に実施するため、新設する。

問 26 年度の小・中学校ごとの任期付市費負担教員の人数は。

答 26 年度の同教員の人数は、小学校 8 名、中学校 2 名である。同教員の採用人数は、12 月 1 日時点での翌年度の児童・生徒見込み数により暫定的に決定し、2 月末日に最終採用人数を確定している。

(その他の質疑項目)・同教員の採用方法について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 20 号 平成 27 年度門真市一般会計予算中、所管事項

(議案の内容)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ 584 億 1000 万円と定める。

また、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳入：保育定員拡充事業 6 億 6075 万 3000 円】

問 保育定員拡充事業の概要は。

答 同事業は、現在策定中の門真市子ども・子育て支援事業計画に基づき、今後の保育の利用見込み数に対する保育定員を確保し、年間を通じた待機児童の解消を図るため、保育定員の拡充を目的として、建てかえや増改築等の施設整備を行う私立幼稚園や保育所等に、国の保育所等整備交付金を活用して、整備費用の一部を補助するものである。

27 年度は、市内の私立幼稚園、私立保育所、認可外保育施設全園の意向を把握した上で、私立幼稚園 1 園、私立保育所 2 園、認可外保育施設 2 施設の計 5 施設に補助を予定しており、最大 240 名の保育定員の拡充を見込んでいる。

問 早期の待機児童解消に向けた保育定員の確保の考え方は。

答 門真市子ども・子育て支援事業計画では、5 年後の 31 年度の待機児童解消を目標とし、各

年度の確保数と今後の利用数の推移を注視した上で、同計画を推進していく。また、同計画の進行管理に当たっては、毎年度の実際の利用数や各時点の事業者の意向も把握し、定員拡充に向けた補助金の活用を促すなど、できる限り早期の待機児童解消を図っていく。

【歳出：(仮称)市立南認定こども園整備工事設計業務委託料 1278万円】

問 本市の公立施設として、初めての認定こども園となる(仮称)市立南認定こども園の整備の概要は。

答 老朽化が進む南幼稚園及び南保育園の機能を統合した上で、子ども・子育て支援新制度の大きな目的の一つでもある就学前の教育・保育を一体的に提供する施設として整備を行うものである。また、通園施設としての機能に加え、現在、公立園において実施している地域の子どもへの子育て支援についても引き続き実施するなど、本市における幅広い子育て支援の場として整備していきたい。

問 今後のスケジュールは。

答 27年度は、整備用地の購入に加え、新たな園における運営についての方向性やそれに基づく教育・保育内容を検討した上で、設計業務に着手し、28年度までの2年間をかけて、具体的な設計業務を行う。その後、29年度に建設工事を実施し、30年4月の開設を予定している。

問 認定こども園の課題への取り組みは。

答 新たな園においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえた教育・保育内容と、それに基づくデイリープログラムを初めとした指導計画の作成等により、子どもの在園時間や長期休暇の有無による登園日数の違い等に配慮した保育を提供する。

配置する職員については、園の開設に向けた準備段階において、行事の開催方法を初めとする教育・保育内容を幼稚園と保育園の協同で研究するなど、共通理解を深めるとともに、人事交流を初め、日常的な教育・保育内容の共有や情報交換を行うなど、円滑な開設につなげるための取り組みを進めていく。

【歳出：委員会定例会等事務 672万5000円】

問 教育委員会制度が大幅に改正されることになった要因は。

答 近年、教育委員会の審議等の形骸化や危機管理能力の低さ、民意の反映が不十分である等の課題が指摘されている中、いじめや体罰に起因すると見られる自殺事件への一部の教育委員会の対応をきっかけとして、それらの課題解決を図るため改正されることになった。

問 制度の改正内容は。

答 大きく4点の改正がされている。

1点目は、教育委員会における責任の所在を明確にし、迅速な情報提供や会議招集を可能とするため、新たに現行の教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置し、首長が新教育長を任命する。

2点目は、教育委員会の審議の活性化と教育長へのチェック機能の強化を図るため、教育委員による教育委員会会議の招集を可能とすること及び新教育長は教育委員会に対して事務管理執行状況の報告義務があることを規定する。

3点目は、首長の教育行政に果たす責任と役割を明確にするために首長と教育委員会が対

等な立場で協議調整する場として、総合教育会議を設置する。

4点目は、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確にするため、地域の民意を代表する首長が教育に関する大綱を策定する。

問 保護者、子ども、教職員及び住民の不满や要求を把握するため、教育委員が行っている取り組みは。

答 月に1回、本市小・中学校、幼稚園、保育園を初めとする教育施設などの視察を行っており、校長や園長、各施設の長などから保護者、子ども、教職員や施設の利用者などの状況等の聞き取りを行っている。また、小・中学校では、児童・生徒とともに教室で一緒に給食の時間を過ごすなど、子どもたちの生の声を聞き、学校や児童・生徒の状況の把握に努めている。

【歳出：中学生放課後学習支援K a d o m a ドリカム事業 217万2000円】

問 中学生放課後学習支援K a d o m a ドリカム事業の目的は。

答 本市の中学生の中には、経済的理由や家庭の事情によって塾等の民間教育機関で学ぶ機会を持ってない生徒が多数存在する。その中には、高い意欲や能力を持ちながら、自分の将来に対して夢や期待感を抱くような経験が乏しく、具体的な自分の未来をイメージできないまま過ごした結果、自らの持つ力を伸ばし切れていない生徒も一定数いるものと考えている。

同事業の目的は、このような生徒のうち、中学校3年生25人に対して、質の高い学習の機会を提供するとともに、進学や職業についてもさまざまな情報を提供し、高い学力とともに大学進学を含めた将来への展望を持たせることである。

問 教職員ではなく、学習塾に委託する理由は。

答 同事業の実施に当たっては、教職員の多忙化が深刻である本市公立学校に新たな負荷を加えることなく、民間教育機関のノウハウや経験を活用することで、より一層効率的な事業展開が図れると判断し、学習塾に委託することとした。

問 同事業を受講する25人の中学校3年生の選定方法は。

答 現在検討中だが、通塾の有無については、保護者提出の書類審査にて確認する。また、塾作成の学力調査の結果や、意欲や向学心を図る作文の評価、面接の評価に加えて、家庭の経済状況も判定材料としながら、学校教育課において厳正に決定する。

【歳出：学力調査推進事業 270万3000円】

問 学力調査を小学校2年生～4年生にも拡充する目的は。

答 現在、小学校5年生で実施している本調査であるが、低学年における学習のつまずきが高学年や中学校にもマイナスの影響を及ぼすことが知られており、できる限り早い段階から子ども個々のつまずきを発見し、それを克服するための指導を充実させ、子どもたちの確かな学力の定着につなげることを目的としている。

また、全ての学年の教職員が、客観的データに基づいて学力向上の課題を共有し、自己の授業や指導のあり方の検証・改善を通して、授業力と指導力の向上を図ることも目的としている。

問 学校間の競争をあおるものにならないか。

答 同事業の2つの目的を鑑み、学校間の競争をあおるものにはならないと考えている。

【歳出：教職員研修事業 24万6000円】

問 門真市開発的生徒指導の概要は。

答 これまでは問題行動の事後指導を中心として、いかにして問題行動を減らすかに注力してきたが、この生徒指導では、問題行動の解決はおろか問題行動の減少にもなかなか結びつかないということが明らかになってきた。そのような中、26年度に本市生徒指導の抜本的改善を図るため、生徒指導あり方懇談会の議論を経て、新しい生徒指導の方針を取りまとめたものが門真市開発的生徒指導である。

具体的内容は、問題を起こす子も含めて全ての児童・生徒の自己実現を支援することで、結果として問題行動が減少するという認識に立つことである。また、子どもとの関係づくりでは、共感を持って受け入れることをベースにして、子ども一人一人の置かれた状況や個性を認めることに加え、学校のあらゆる場面で自己選択・自己決定・実行できる機会をつくることである。このような立場で学校における全ての教育活動を行う。

(その他の質疑項目)・発達障がい児個別療育事業(HANA)の概要について

- ・教育振興基本計画の策定趣旨と位置づけについて
- ・学力向上支援員の概要と成果について
- ・「ひんや節」など継承すべき無形文化遺産のデジタル化への考えについて
- ・道徳教育の教科化に伴う今後の進め方について
- ・第2次子ども読書活動推進計画策定の考え方について
- ・門真小学校プール建てかえの概要について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第27号 平成26年度門真市一般会計補正予算(第7号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2573万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ539億8178万2000円とする。

また、繰越明許費及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：子育て応援券事業 2736万6000円】

問 子育て応援券の概要は。

答 国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して、子ども・子育て支援新制度の開始年度において、本市で実施している多様な子育て支援サービスの周知と利用促進、及び子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、病児保育及び認可外保育施設の4つのサービスに利用できる事業である。

事業期間は、27年4月1日から28年3月31日までの1年間とし、交付要件は、保護者及び子どもが本市に居住しており、かつ、各子育てサービスの利用対象となる小学校3年生までの子どもがいる保護者を対象とする。

問 同応援券の種類は。

答 1時間単位の利用となるファミリー・サポート事業に利用可能なAタイプは、1枚当たりの額を500円とし、1人当たり20枚。1日単位の利用となる一時預かり及び病児保育に利

用可能なBタイプは、1枚当たりの上限額を2000円とし、1人当たり5枚。1カ月単位の利用となる認可外保育施設に利用可能なCタイプは、1枚当たりの上限額を月額3万5000円とし、1人当たり1枚。これら合計26枚の応援券を1冊にまとめ、申請のあった児童1人につき1冊を交付する。

問 利用可能な事業者は。

答 利用可能な事業者は、かどまファミリー・サポート・センターの協力会員約120人、認定こども園、保育所及び認可外保育施設の一時預かり計11カ所、病児保育室1カ所、認可外保育施設5カ所を予定している。

(その他の質疑項目)・保育定員拡充事業の補正予算の理由について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第30号 平成27年度門真市一般会計補正予算(第2号)

(議案の内容)

既定の歳出予算の総額581億9878万9000円の範囲内で更正する。

(主な質疑と答弁)

【歳入:(仮称)市立総合体育館実施設計変更業務委託料 670万円】

問 実施設計変更業務委託料の内容は。

答 本年4月時点の新予定価格見積書作成に係る専門業種の業者見積書の再取得や労務単価の入れかえ等の事務作業を行うとともに、設計図等の見直しの必要が生じた場合の経費を加味し、予算計上している。

問 業務委託せず、本市職員で対応できないか。

答 (仮称)市立総合体育館建設工事は、28年度末の竣工を予定していることから、今後のスケジュールと工事ボリューム等を勘案した結果、業務委託が必要と判断した。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第6号「門真市立文化会館条例の全部改正について」は、改正前の同条例の第3条削除の理由について、質疑、答弁があり、反対・賛成の立場からそれぞれ討論があったが、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決し、議案第12号「門真市立保育所条例の一部改正について」は、本条例の変更内容について、質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

また、議案第11号、第17号中所管事項、第28号中所管事項及び第29号については、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。